

公 安 委 員 会	対内直接投資等に関する命令第3条第6項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件の一部を改正する件について	平成28年1月14日
説明資料No. 1		生 活 安 全 企 画 課

1 概要

イランに対する経済制裁の緩和等を内容とする国際連合安全保障理事会決議第2231号（以下「安保理決議」という。）が、国際原子力機関の検認が終わり次第発効することに伴い、当該制裁に係る「対内直接投資等に関する命令第3条第6項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件（平成22年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「制裁告示」という。）」を、財務省及び他の事業所管省庁と共同して改正するものである。

2 改正の内容

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）等においては、外国投資家が財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を行おうとする際の事前届出制度が設けられているところ、現在は、制裁告示により、イラン関係者により行われる、投資禁止業種（核技術等に関連する業種）に係る会社の株式又は持分の取得等がその対象とされている。

本件告示は、安保理決議の発効により、投資禁止業種が安保理の事前承認により許可することができる業種となることに伴い、制裁告示の規定ぶりを改めるものである。

3 今後の予定

国際原子力機関により、イランが核物質の平和目的利用に向けた措置を履行したことの検認が終わり、安保理決議が発効し次第、公布・施行。

1 刑法犯認知・検挙状況

	H27	H26	増減数	増減率 (%)
認知件数	1,099,048	1,212,163	-113,115	-9.3
検挙件数	357,512	370,568	-13,056	-3.5
検挙人員	239,404	251,115	-11,711	-4.7
うち少年の検挙人員	39,501	48,843	-9,342	-19.1
うち65歳以上の検挙人員	47,643	47,214	429	0.9
検挙率 (%)	32.5	30.6	+1.9 ポイント	

※ 検挙人員の年齢は、犯行時の年齢による。

2 主な特徴点（別紙参照）

(1) 認知状況

- 刑法犯認知件数は、平成14年をピークに、以後13年連続して減少し、平成27年は戦後最少。減少率は平成19年以降で最大（前年比9.3%減）。
- 総人口千人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）は、戦後最少であった前年を更新し、8.65件（前年比0.89件減）。
- 包括罪種別でみると、全罪種で前年に比べて減少。
- 凶悪犯を罪種別でみると、全罪種で前年に比べて減少。特に殺人は、戦後最少であった平成25年を下回る933件（前年比121件減）。
- 知能犯の約90%を占める詐欺は減少したが、うち振り込め詐欺に該当する手口は前年に比べて増加（1,474件、13.1%）。
- 重要窃盗犯の認知件数は、戦後最少であった前年から更に減少し（11,926件、9.9%減）、戦後最少を更新。

(2) 検挙状況

- 刑法犯の検挙率は、平成10年代半ば以降上昇傾向にあり、平成27年は32.5%。
- 重要犯罪の検挙率は、平成10年代半ば以降上昇傾向にあり、平成27年は72.3%。16年ぶりに70%を上回った。
- 重要窃盗犯の検挙率は、平成10年代半ば以降上昇傾向にあり、平成27年は52.6%。

公 安 委 員 会 説明資料No. 3	警察庁における特定秘密の指定について	平成28年1月14日 警 備 企 画 課
------------------------	--------------------	-------------------------

1 趣旨

警察庁においては、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に基づき、法別表に掲げる事項に該当し、公になつてない情報であつて、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものとして、新たに特定秘密を7件指定した（平成27年12月25日付で1件、平成28年1月1日付で6件）。

2 指定した特定秘密の概要

(1) 平成27年中に新たに指定

- 部隊の戦術・運用関係 1件

(2) 平成28年中に新たに指定

- 部隊の戦術・運用関係 1件
- 特定有害活動関係 1件
- テロリズム関係 2件
- 外国の政府等との協力関係 1件
- 人的情報源関係 1件

3 今後の予定

- 警察庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成26年警察庁訓令第8号）を始めとする内部規程に基づく特定秘密の適切な保護
- 警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則（平成26年国家公安委員会規則第12号）に基づく定期的な報告の実施